

令和6年度4月1日現在の等級等ごとの職員の数を公表します

「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第58条の3第2項の規定に基づき、令和6年4月1日現在の職員の数をお知らせします。

○行政職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳		職制上 の段階
		人	%	職名	人	
1 級	主事補又は技術員の職務	30	5. 8	主事補	18	主事補
				技術員	2	
				保育士	3	
				消防士	7	
2 級	主事又は技師の職務	180	35. 1	主事	99	主事
				技師	11	
				保健師	9	
				保育士	25	
				栄養士	2	
				消防士	34	
3 級	主任の職務	98	19. 1	主任	59	主任
				保健師	2	
				保育士	25	
				栄養士	1	
				消防士	11	
4 級	係長又は主査の職務	67	13. 1	主査	55	主査
				保育士	7	
				係長	5	
5 級	課長補佐又は副主幹の職務	64	12. 5	副主幹	49	副主幹
				指導主事	4	
				課長補佐	3	
				署長補佐	7	
				保育士	1	
6 級	課長又は主幹の職務	45	8. 8	課長	24	課長
				主幹	11	
				保育士	8	
				副署長	2	
7 級	部の次長の職務	13	2. 5	次長	12	次長
				事務局長	1	
8 級	部長の職務	16	3. 1	部長	8	部長
				事務局長	2	
				消防長	1	
				会計管理者	1	
				部付	1	
				参事	3	
合計		513	100. 0		513	

○技能労務職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		人	%	職名	人
1 級	自動車運転手、電話交換手、衛生手、土木工手、庁務手、給食調理員及び事務補の職務	0	0. 0		0
2 級	相当の技能又は経験を必要とする職務	1	100. 0	庁務手	1
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	0	0. 0		0
4 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	0	0. 0		0
合計		1	100. 0		1